

カワサキ会計事務所だより

令和4年 6月号 第23号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <http://www.kawasaki-kaikai.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

6月の税務カレンダー

個人住民税 普通徴収第1期

国民健康保険税 第1期

長崎市ホームページより



役員に対する慶弔見舞金規程の作成について

(1) 役員に対する慶弔見舞金

社会通念上、妥当な範囲内の金額の福利厚生は、役員も従業員同様に利用ができ、福利厚生費として計上できます。

慶弔見舞金の例

- ・本人や家族の結婚・出産に対するお祝い金や贈答品
- ・本人や家族の葬式に対する香典や花輪
- ・本人の疾病や傷病に対する見舞金・入院見舞金

慶弔見舞金の額を勤続年数や職位、役職に応じて、企業内で基準を設定して支給をすることが可能です。

その際は、役員に対する慶弔見舞金規程を設け、支給額は世間並みの金額とし、規定に基づいて支給を行うようにする必要があります。

それでは社会通念上相当額とは、どのくらいの金額なのでしょう？

例えば、役員が入院保険に加入していて、会社に入院給付金が支払われた場合、その入院給付金がそのまま役員への見舞金として相当な額である、と認められるわけではありません。

また、会社の規定通りの金額であっても、高額な場合は相当な額とはみなされない場合もあります。

過去の国税不服審判所の事例をみると、役員に対する病氣見舞金の額は、1回の入院につき5万円が妥当という判断がでています。

これをふまえて、5万円前後という金額を基準に、規定を定めておきましょう。

(2) 個人事業主の場合

家族(事業主と生計をともにする配偶者や15歳以上の親族など)のみを従業員として雇用して事業を営んでいる場合、慶弔見舞金等は福利厚生費としての計上は認められていませんので注意が必要です。

(3) 就業規則の変更・改定について

会社や個人事業を立ち上げた当時に就業規則は作成したものの、それ以後変更や改訂を行っていない状況が見受けられます。

ここ数年でも以下のような内容が法律で改定されていますので、一度見直しをされてみてはいかがでしょうか。

- ・介護休業の分割取得
 - ・介護を行う労働者に対する残業、深夜労働の免除
 - ・育児休業期間の延長
 - ・労働者の性別に関係の無い育児休暇制度
 - ・時間単位での休暇の取得
 - ・マイナンバーを含む特定個人情報の取扱
 - ・時間外労働を定めた36協定の提出
- 等

< 監査指導課の職員研修会で講師を務めました！ >

去る5月17日長崎県庁にて、監査指導課の職員研修会が開催され、川崎が会計部門について講師を務めました。川崎は、(NPO法人)NPOながさきの福祉医療部会で部会長に、社会福祉会計税務研究会(全国組織)で会長にそれぞれ就任しています。社会福祉法人の設立・運営等に関して支援・相談等を行っております。気軽にご相談を！

< 規程と規定の違いは？ >

規程とは、一定の目的のために定められた一連の条項の総体のことをいい、一般的には法律、条例等の法形式以外のものについて用いられます。規定とは、個々の条文をいいます。